

令和9年度川越町立川越幼稚園利用（手続き）のご案内

1 幼稚園利用資格及び受入体制など

対象となる幼児

（※町内に住所を有し、家族などに送り迎えをしてもらえる幼児）

3歳児 令和 5年4月2日生～令和 6年4月1日生

4歳児 令和 4年4月2日生～令和 5年4月1日生

5歳児 令和 3年4月2日生～令和 4年4月1日生

教育時間	3歳児 午前8時30分～午後2時 （水曜日は午後1時30分）
	4歳児 午前8時30分～午後2時15分（ 〃 午後1時45分）
	5歳児 午前8時30分～午後2時30分（ 〃 午後2時 ）
休園日	土・日曜日、祝日、春・夏・冬休み

2 利用申請方法

（1） 申請書の受付

期 間：令和8年9月11日（金）～令和8年9月30日（水）※土・日曜日、祝日を除く

時 間：午前9時00分～午後4時30分

場 所：子ども家庭課

提出書類：① 幼稚園・保育所利用申請書兼保育児童台帳

② 家庭状況調査表

③ 幼稚園申請書類チェックシート

④ （令和8年1月1日に川越町に住民登録のなかった方で、令和8年9月現在、川越町内の幼稚園・保育所（こども園）に在園中のごきょうだいがいない場合のみ）

保護者全員の令和8年度個人住民税課税（非課税）証明書

※令和8年1月1日時点で住民登録のあった市町村で取得してください。

※令和7年1月～令和7年12月までの間に収入のなかった方（被扶養者の方等含む）も提出してください。

※例）父、母、子の三世帯の場合は父母の課税（非課税）証明書の提出が必要となります。母に収入がない場合も非課税証明書の提出が必要となります。

※今回2名以上のお子さんの申請をされる場合、課税（非課税）証明書は1部のみ提出してください。

※ 保育所（こども園）と併願（第1希望 保育所（こども園）、第2希望以降 幼稚園）の場合は、第1希望の保育所（こども園）又は子ども家庭課へ提出してください。

(2) 提出書類について

- ① 提出書類（(1)の①、②）は幼児1人につき1枚ずつ記入が必要です。両面とも正確に記入してください。
- ② 提出書類は「記入例」に従って、事前に記入してからご持参ください。提出時の混雑緩和にご協力をお願いいたします。
- ③ 申請書提出後に書類の記載内容に変更が生じた場合には、子ども家庭課まで申し出てください。
- ④ 記入には、消せないボールペンの使用をお願いします。簡単に消せるもの（鉛筆やインクが消える筆記具等）は使用しないでください。
- ⑤ ひとり親家庭、身体障害者手帳等の有無の欄で、「有」に該当する方は証明できるものを持参してください。（一人親家庭等 福祉医療費受給資格証、身体障害者手帳等）

3 保育料・必要費用について

保育料は令和元年10月より無償となっています。ただし、食材料費（給食費）、行事費、PTA会費等は保護者の方でのご負担となります。

また、年収360万円未満相当世帯のお子さまと、小学校3年生から数えて第3子以降の幼児については、給食費のうち副食費が免除となります。

【参考：給食費】

3,650 円/月 （うち、主食費：300 円、副食費：3,350 円）

4 面接について

利用申請をされた幼児と保護者を対象に、川越幼稚園にて面接を行います。

面接の日程は、令和8年11月中を予定しています。面接の日時については、後日、保護者宛に文書でご連絡します。

5 幼稚園入園の決定について

原則、幼稚園入園資格を有する利用申請者全員に入園を決定する見込みです。令和9年1月下旬に幼稚園入園承諾通知書等を送付します。

また、令和9年2月下旬に川越幼稚園にて入園説明会を実施予定です。詳細は入園決定後にお知らせいたします（日程は変更となる場合があります）。

6 その他

受付期間を過ぎてからの申込み、または年度途中の入所申込みについては、川越町子ども家庭課へご連絡ください。

■ 問い合わせ

子ども家庭課

TEL 059-366-7130

川越幼稚園

TEL 059-365-5851